

令和5年度 第1回 安平町地域公共交通会議 議案

(兼 安平町地域公共交通協議会)
(兼 安平町福祉有償運送等運営協議会)

令和5年6月30日(金) 13:30～
安平町役場総合庁舎 大会議室

～ 会議次第 ～

1 委嘱状交付

[4月1日付け委嘱] **P 2**
(変更) 北海道運輸局室蘭運輸支局首席運輸企画専門官 門間 俊也 氏

2 議 事

(1) 安平町地域公共交通協議会規約の一部改正等について **P 3**
①規約の一部改正
②令和4年度決算及び令和5年度予算

(2) 安平町地域公共交通計画の令和4年度評価について **P 6**
①施策評価及び計画の進捗状況
②達成度評価指標と実績値

(3) 令和5年度の地域公共交通対策事業について **P 10**
①安平町の地域公共交通対策事業
②沿線連携による室蘭線利用促進事業

(4) 循環バスに係る地域公共交通確保維持事業計画について **P 24**

(5) 安平町通院移送車運行事業に係る自家用有償旅客運送(市町村福祉輸送)の更新登録について **P 30**

3 その他

議事（１）

安平町地域公共交通協議会規約の一部改正等について

当協議会の規約の一部改正、令和４年度決算及び令和５年度予算について、下記のとおりお諮りいたしますので、委員の承認を求めます。

記

①規約の一部改正

以下の経過を踏まえ、P 4 下線部分のとおり改正したくお諮りいたします。

【経過（令和５年１月１９日書面会議における委員意見）】

[委員意見]（承認いたしますが、）第６条第５項の改正案については、会長の不在により協議会を招集できない場合を想定し、職務代理者を互選する方法を別に定める必要が生じると思います。

[事務局コメント] このたびのご意見は「会長が不在となれば、互選する会議そのものを招集できない規定になっている」とのご指摘であると受け止めております。職務代理者が互選されるまでの間は事務局が職務を代理するなど、どのような条文規定が適切であるか検討し、今後の会議において改正についてお諮りしてまいります。

②安平町地域公共交通協議会 令和４年度決算及び令和５年度予算

【令和４年度決算】

（１）歳入

款	項	目	予算額	決算額	説明
3 諸収入	1 諸収入	1 諸収入	0	6	8/13 預金利子
歳入合計			0	6	

（２）歳出

款	項	目	予算額	決算額	説明
2 事業費	1 事業費	1 事業費	0	6	町へ全額返納
歳出合計			0	6	

安平町地域公共交通計画の策定資金に対する預金利子６円が令和４年８月１３日についたものです。これは協議会への町補助金に係る預金利子であるため、安平町に６円を返金（町では雑入に収納）いたします。

【令和５年度予算】

令和５年度予算については、協議会の経費負担を伴う事業予定がありませんので、収支ともに予算額の計上はありません。補正予算の必要が生じた際には、都度お諮りします。

議事（２）

安平町地域公共交通計画の令和４年度評価について

安平町地域公共交通計画の進行管理については、計画期間（５年）毎の大きな評価等のほかに、小さな評価等を毎年行うこととしています。つきましては、計画の令和４年度評価として、下記のとおりお諮りいたしますので、委員の承認を求めます。

記

①施策評価及び計画の進捗状況（●実行済み、△未着手）

進捗状況	主な実施状況
基本目標１ 幹：幹線の利用促進と維持改善	
施策① シームレスな公共交通体系の維持による公共交通利用者の確保	
着手済み	●R4～追分高校通学費補助を町内生徒全員・全額補助に拡充 [参考] R5～町外から通う生徒全員・JR 通学定期全額補助に拡充 R5～JR室蘭線苫小牧7:31 発-追分8:09 着を毎日運行に(休日運休とりやめ) R5～JRダイヤ改正に対応した路線バス時刻改正・接続確保
施策② 関係機関との協議による議論の活発化	
着手済み	●R4～JR 室蘭線協議会及び室蘭線アクションプラン実行委員会事業の実施（詳細P19） [参考] R5～国・道補助を活用したローカル鉄道再構築の調査実証事業
基本目標２ 枝：きめ細かい支線の機能強化	
施策③ 現状のルートや運行時間に配慮した利便性の高い循環バスへの見直し	
着手済み	●R4～自由乗降区間の拡充及び路線見直し協議実施 [参考] R5～停留所2増1減(経路・時刻見直し)、自由乗降区間の新設1延長1
施策④ 移動ニーズに合わせた選択と集中による強弱のある運行形態への変更	
未着手	△住民と運転手等事業者の両者にメリットのある方式の調査検討
基本目標３ 葉：自由度の高い町内交通の振興	
施策⑤ 事前登録、利用予約など乗車前の仕組みの改善	
着手済み	●R4～デマンドバスのスマホ予約利用促進スマホ教室の開催 ●R4～あびらチャンネルでの公共交通CM宣伝(毎年制作・放映増) [参考] R5～デマンドバス利用者登録をメールや郵送でも対応拡充
施策⑥ デマンドバスの改善とハイヤーとのすみ分け・補完	
着手済み	●R4～デマンドバス運行協議会(商工会主宰)等での改善協議 [参考] R5～早来・遠浅エリア「方向制限・始発時刻見直し」「停留所増設」実施
施策⑦ 土日を含めた持続可能な輸送手段確保のための継続的な人材確保・資金調達の検討	
着手済み	●R4～運転手確保に向けた事業検討 [参考] R5～第二種運転免許取得費助成事業の開始(全額～2/3 補助) R5～ハイヤー運転手確保に向けた地域おこし協力隊制度活用 △運賃按分相乗りタクシー及びデマンドバス又はタクシーのフィーダー補助適用検討

基本目標4 横断的な利用促進策の強化による公共交通の活性化

施策⑧ ICT 技術を活用した公共交通の利用促進

着手済み

- R4～循環バス GTFS オープンデータ化実施(Google 等で検索可能に)
- △MaaS 推進、バスロケーションシステムやデジタルサイネージの検討

施策⑨ 生活交通を中心とする観光二次交通への応用

未着手

- △観光応用・外需獲得による生活交通の維持確保策の検討
(例:低速電動車両や馬車、レンタサイクル、観光列車やサイクルトレインなど、乗ること自体も目的になる移動手段)

施策⑩ 企画乗車券や割引サービス等の運賃施策の検討・継続

着手済み

- R4～ハイヤー運賃半額助成の恒久的事業化協議
[参考] R5～ハイヤー運賃半額助成(コロナ対策・時限→確保対策・恒常的事業に転換)
R5～福祉交通助成の継続申請免除(自動郵送交付)の実施
- △ふるさと納税やダイレクトメール等を条件とした町外者サービスの検討
(例:観光者や町民親族に対するデマンドバ斯特認、共通回数乗車券交付)

施策⑪ 町民自らが考え、協働による意識の醸成

着手済み

- R4～住民対話型の意見交換・利用啓発(各種集会への出張説明等)
- R4～ノーマイカー運動(室蘭線の旅モデルプランVol.3 提供ほか)

②達成度評価指標と実績値 (達成3、未達成3)

安平町内4駅の「JR駅利用者数(人/日)」

策定時現況値		R4	R5	R6	R7	R8
523	目標値	515	507	499	491	483
(R3)	実績値	617				
実績値 説明等	R1(コロナ禍前)の水準に回復。JR 北海道の取組や当町の利用促進事業の効果が一定程度みられるものと評価。(ただし、輸送密度は下がり続けている)					

「あつまバス利用者数(人/年度)」 (R4=R3.10~R4.9)

策定時現況値		R4	R5	R6	R7	R8
82,068	目標値	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000
(H30~R2平均)	実績値	79,553				
実績値 説明等	コロナ禍前の水準に回復基調にはあるが、やや目標値を下回った。あつまバスの取組や当町の共通回数乗車券(使用額2割増)の効果が一定程度みられるものと評価。ただし注視は必要。					

「循環バス・デマンドバス利用者数(人/年度)」

策定時現況値		R4	R5	R6	R7	R8
8,283	目標値	8,200	8,200	8,200	8,200	8,200
(R1~R3平均)	実績値	9,054				
実績値 説明等	循環バスは堅調な伸び。デマンドバスの減少が続く。(循:5,767人、デ:3,287人) 旧早来ハイヤー利用者のデマンドバス移行数が低く、利用促進及びハイヤー事業誘致が課題。					

「循環バス・デマンドバスの経常収支率」

策定時現況値		R4	R5	R6	R7	R8
4.8% (R3)	目標値	5.0%	5.0%	6.0%	6.0%	6.0%
	実績値	5.5%				
実績値 説明等	デマンドバスは利用者数減に伴う運賃収入減によりやや悪化(6.1%→5.8%)したが、循環バスは改善(3.7%→5.2%)。目標の6%に向けデマンドで500人程度の利用回復が必要。					

「公共交通に対する町負担割合」

策定時現況値		R4	R5	R6	R7	R8
80.2% (R1)	目標値	80%	84%	86%	88%	90%
	実績値	82.8%				
実績値 説明等	デマンドバス運賃減により目標値を下回ったが、公共交通をインフラと捉え今後内容充実に向け費用増を想定。充実を図りつつ国の補助や運賃収入増により10%増以内にとどめる考え。					

「循環バス・デマンドバスの利用者の満足度」

策定時現況値		R4	R5	R6	R7	R8
30.0% (R3)	目標値	30%	40%	50%	60%	70%
	実績値	—				
実績値 説明等	現況値は地域公共交通計画策定時アンケートの結果を活用。R4は満足度調査の実施を失念しておりました。申し訳ございません。R5では確実に調査実施いたします。					

議事（3）

令和5年度の地域公共交通対策事業について

①安平町の地域公共交通対策事業

*安平町地域公共交通計画に基づく各種施策・事業の推進

- ・「鉄道のあるまち・暮らし」の見える化など、連携と協働による守り育てる取組や「守るだけでは残らない」事業者と住民の互惠を念頭に置いた事業の実施、検討
→JR室蘭線で行こう！うまかまつり、鉄道等利用促進活動費助成金・室蘭線の旅モデルプランなどの展開、クロスセクター効果評価等を用いた広報啓発など
- ・早来地区ハイヤー空白及びデマンドバス需要減を踏まえた一体的な対策検討

*循環バスの運行継続・改善（運行5年目）

- ①停留所の変更（「大町（渡邊医院前）」「早来ゆきだるま郵便局前」の増、「遠浅小学校前」の減）及び経路変更
- ②フリー乗降区間の変更（遠浅駅前区間の延長、町民センター前の新設）
- ③これらに伴う運行時刻を改正

*デマンドバスの運行継続・改善（運行10年目）

- ①早来・遠浅市街地エリアの便ごとの運行方向（自宅からバス停またはバス停から自宅）があったものを「方向制限なし」に変更
- ②これに伴う早来・遠浅市街地エリアの各始発時刻を改正
- ③早来・遠浅市街地バス停の変更（増加）
- ④初めてご利用する方の「利用者登録」をメールや郵送でも対応

*ハイヤー事業の維持確保対策

- ①第二種運転免許取得費助成事業の開始（全額～2/3補助）
- ②ハイヤー運転手確保に向けた地域おこし協力隊制度活用
- ③ハイヤー運賃半額助成（コロナ対策・時限→確保対策・恒常的事業に転換）

ほか別添のとおり

②沿線連携による室蘭線利用促進事業（室蘭線活性化連絡協議会事業等）

*室蘭線協議会の令和4年度事業報告及び令和5年度事業計画はP19～のとおり。

→令和5年7月から国・道の支援策を活用した調査実証事業を実施

*室蘭線の輸送密度は減少を続けており大変厳しい状況となっているが、年間10億円を超える民間による公共的事業を住民生活やまちづくりに活かさない手はないとの考えのもと、オール北海道はもとより、室蘭線沿線市町及び安平町独自でも利用促進を図っていく考え。

議事（４）

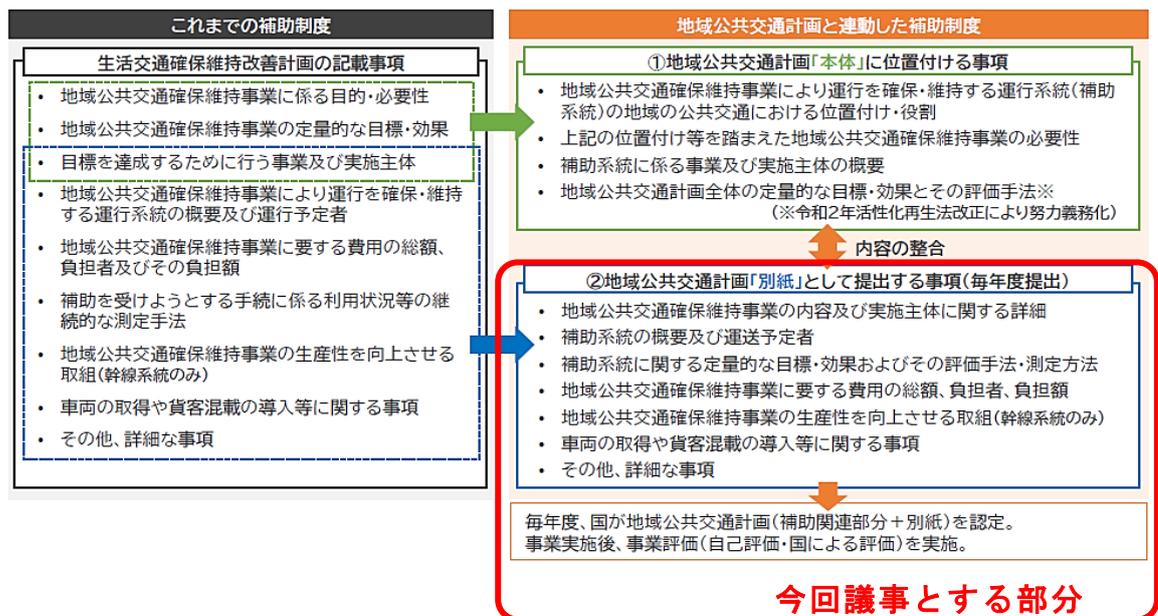
循環バスに係る地域公共交通確保維持事業計画について

循環バスにおける地域公共交通確保維持事業（フィーダー系統補助・国庫補助）の活用に係る事業計画の策定について、委員の承認を求めます。

記

（１）策定目的

地域公共交通の持続可能なサービス提供に向けた取組を支援する国の「地域公共交通確保維持改善事業」を活用し、循環バスの維持確保を図るために必要な事項等を計画として定めるものです。昨今の法改正等に伴い、策定済みの地域公共交通計画に加え、その別紙として当該事業計画を策定します。なお今回は、令和6補助年度（令和5年10月1日～令和6年9月30日）を含む向こう3か年にわたる計画となります。



（２）計画の対象である「循環バス」の概要

- ・ 運送種別 自家用有償旅客運送（交通空白地有償運送）
- ・ 運送主体 安平町
- ・ 運送区域 道の駅～早来駅前～早来源武 38.8km
- ・ 運行数量 計画運行日数：244日 計画運行回数：のべ2,440回
- ・ 使用車両 3台（ハイエースコミューター、キャラバン、リエッセII）
- ・ 運行委託 あつまバス株式会社に運行業務を委託（事業者協力型自家用運送）
- ・ 登録期間 令和3年2月26日～令和8年3月31日（5年間）
- ・ 担当部署 安平町役場 政策推進課政策推進グループ 担当：高橋

(3) 計画内容

- ①従来同様、平日の週5日間、遠浅～早来～安平～追分の地区間を跨ぐ移動目的及び鉄道・幹線バスに接続する支線として、1日10便運行する計画とします。
- ②前計画からの主な変更点としましては、令和5年4月1日改正内容を踏まえた「19.利用者等の意見反映状況」等の時点修正を行いました。
- ③目標値については、地域公共交通計画に掲載している数値目標（P84）及び目標達成に必要な施策・事業（P68～P82）と整合性をとって作成しています。

(4) その他

この計画書は、毎年6月末までに当会議の承認を受けたうえで北海道運輸局に提出し認定を受ける必要があります。本日同意いただいた後、北海道運輸局の点検を受けるときの軽微な修正・変更については事務局に一任いただきたくご了承くださいませようをお願いいたします。

なお、補助対象期間終了後は、1月末までに当会議による事業評価を行い、次期（毎年6月）の計画策定に生かすサイクルとなっています。

議事（５）

安平町通院移送車運行事業に係る自家用有償旅客運送（市町村福祉輸送）の更新登録について

令和５年９月３０日をもって失効期限を迎える安平町通院移送車運行事業に係る自家用有償旅客運送（市町村福祉輸送）の更新登録を行いたいので、委員の承認を求めます。

記

（１）安平町通院移送車運行事業の概要

- ・この事業は、透析患者及び高齢者を安平町内の利用者宅から医療機関へ通院送迎を行うもので、通院の必要性があると町が認めた回数分の利用が可能。
- ・対象者は、身体障害者手帳の交付を受けている町民のうち、一般の公共交通機関、自家用車等を利用することが困難な方を対象としている。
- ・利用者は１回あたりの負担金として、通院する医療機関の所在地までの片道のＪＲ運賃に相当する額を負担する。（例：早来駅～苫小牧駅ＪＲ運賃５４０円）
- ・生活保護世帯の利用料については徴収を行わない。
- ・令和４年度の利用実績は、１２名、４２０件であった。

（２）自家用有償旅客運送の種別等

- ・運送種別 市町村運営有償運送（市町村福祉輸送）
- ・運送主体 勇払郡安平町
所在地：安平町役場総合庁舎 勇払郡安平町早来大町 95 番地
- ・運送区域 起点：安平町の利用者宅
終点：町内医療機関、千歳市医療機関、苫小牧市医療機関
主な経由地：国道 234 号、国道 36 号
キロ程：約 60 k m
- ・使用車両 ハイエース 10 人乗り（事業認可乗車定員 11 人未満の車両であることによる）
車いす車（軽自動車） 1 台
- ・運行委託 安平町社会福祉協議会に運行業務を委託して実施
- ・登録期間 令和 5 年 10 月 1 日～令和 8 年 9 月 30 日（3 年間）

（３）安平町通院移送車運行事業を担当する部署

安平町役場 健康福祉課福祉グループ 担当：小関

安平町地域公共交通会議 安平町地域公共交通協議会

委員名簿

令和5年4月1日現在（委嘱者変更）

任期：[交通会議] 令和4年9月12日～令和6年9月11日

[協議会] 令和4年9月12日～令和6年9月11日

区 分	役 職	所 属 ・ 役 職 名	氏 名
町長が指名する者	会 長	安平町副町長	田 中 一 省
室蘭運輸支局長が指名する者		室蘭運輸支局首席運輸企画専門官	
北海道胆振総合振興局長が指名する者		北海道胆振総合振興局地域創生部 地域政策課 主幹（地域調整）	
あつまバス株式会社の代表	協議会監事	あつまバス株式会社営業部営業課次長	
有限会社追分ハイヤーの代表		有限会社追分ハイヤー運行管理者	
北海道旅客鉄道株式会社の代表が指名する社員		北海道旅客鉄道株式会社 総合企画本部 地域交通改革部専任部長	
地 域 住 民 の 代 表		安平町追分地区町内会連合会 会長	
	協議会監事	安平地区連合自治会 会長	
		早来地区自治会連合会 会長	
		遠浅地区自治連絡協議会 会長	
		安平町老人クラブ連合会 副会長	
北海道地方交通運輸産業労働組合協議会室蘭地区交通運輸産業労働組合協議会の代表		北海道地方交通運輸産業労働組合協議会 室蘭地区交通運輸産業労働組合協議会 議長代理	
道路管理者が指名する職員		北海道開発局室蘭開発建設部 苫小牧道路事務所長	
		北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部事業室 地域調整課長	
北海道警察札幌方面苫小牧警察署長が指名する職員		札幌方面苫小牧警察署 交通第一課長	
学識経験者		苫小牧工業高等専門学校 創造工学科（都市・環境系）教授	
交通会議が必要と認める者		安平町商工会 会長	

安平町地域公共交通協議会規約 **(改正案・下線部を追加改正)**

(設置)

第1条 道路運送法(昭和26年法律第183号)及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)の規定に基づき、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に必要な事項を協議及び実施するため、安平町地域公共交通協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(事務所の位置)

第2条 協議会の事務所は、勇払郡安平町早来大町95番地安平町役場内に置く。

(所掌事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域公共交通計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 地域公共交通計画の推進及び評価に関すること。
- (3) 地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、協議会の運営方法その他協議会が必要と認める事項(協議会の構成員及び委員)

第4条 協議会は、次に掲げる構成員の委員17名以内をもって組織する。

- (1) 安平町(副町長)
- (2) 地方運輸局(北海道運輸局室蘭運輸支局)
- (3) 北海道(胆振総合振興局地域創生部)
- (4) 公共交通事業者(あつまバス株式会社、有限会社追分ハイヤー、北海道旅客鉄道株式会社)
- (5) 地域住民の代表(自治会・町内会連合会、老人クラブ連合会)
- (6) 公共交通事業の従事者(北海道地方交通運輸産業労働組合協議会室蘭地区交通運輸産業労働組合協議会)
- (7) 道路管理者(北海道開発局室蘭開発建設部、胆振総合振興局室蘭建設管理部)
- (8) 公安委員会(苫小牧警察署)
- (9) 学識経験者(苫小牧工業高等専門学校教授)
- (10) その他交通会議が必要と認める者(安平町商工会)

2 協議会の構成員及び委員の選任に当たっては、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(平成23年国総計第97号)を参照するものとする。

(任期)

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長1名
- (2) 監事2名

2 会長は、委員の互選により定める。

3 監事は、委員の中から会長が指名する。

4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

5 会長に事故その他の事由により支障があるときは、その職務を代理させる者を委員の互選により定めることができる。

6 監事は、協議会の会計を監査する。

(会議)

第7条 協議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。**ただし、会長に事故その他事由により支障があるときは、第6条第5項に基づく職務を代理させる者を定めるまでの間、第11条に規定する事務局の職員がその職務を代理する。**

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員は、やむを得ない理由により会議に出席することができない場合、その委員の権限を代理する者(以下「代理者」という。)を出席させることができるものとし、代理者を出席させられないときは、議長又は他の委員の中から書面をもって特定し表決を委任する

ことができるものとする。この場合において、前2項の規定の適用については、出席したものとみなす。

5 会議は、原則としてこれを公開する。ただし、会議を公開することにより会議の公正かつ円滑な運営に支障が生じると認められる協議については、公開しないことができる。

6 緊急を要する場合又は会長が適当と認める場合にあっては、会議の開催に代えて書面により意見の聴取及び議決を行うことができるものとする。

7 協議会が必要と認めた場合は、会議に委員以外の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(協議結果の尊重義務)

第8条 協議会の構成員は、協議会において協議が調った事項について、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めなければならない。

(分科会)

第9条 協議会は、第3条に掲げる事項について専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じ分科会を置くことができる。

(公印の取扱い)

第10条 協議会の公印の種類は、会長印とし、公印の名称、用途、形状、寸法及び保管責任者は、別表のとおりとする。

2 協議会の公印の保管、取扱い等については、安平町において定められている公印の取扱いの例による。

(事務局)

第11条 協議会の庶務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、安平町政策推進課に置く。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第12条 協議会の運営に必要な経費は、負担金、補助金及びその他収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第13条 協議会の予算及び決算、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第14条 委員、第7条第4項及び第7項の規定により会議に出席した者又は第9条に基づく分科会に出席した者は、報酬及び費用弁償を受けることができる。ただし、これに代わる対価を別に得ている者及び安平町職員又は同日に開催された地域公共交通に関連する会議において報酬及び費用弁償を受けている場合については、この限りでない。

2 前項の報酬及び費用弁償の額は、安平町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年安平町条例第38号)の地域公共交通会議の例による。

(解散した場合の措置)

第15条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であったものがこれを決算する。

(補則)

第16条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、令和3年4月7日から施行する。

(経過措置)

2 この規約の施行後最初に委員となる者の任期は、第5条の規定によらず令和4年9月11日までとする。

別表(第10条関係)

公印の名称	用途	形状	寸法	保管責任者
安平町地域公共交通協議会会長の印	会長名をもって発する文書	安平町地域公共交通協議会会長之印	方18ミリメートル	政策推進課長

安平町地域公共交通計画を策定しました

～ 計画の推進・具現化に向けて、みなさんの参画をお願いします ～



計画の概要

安平町地域公共交通協議会では、令和4年度から向こう5年間の指針とする「安平町地域公共交通計画」を策定しました。この計画は、「安平町地域公共交通網形成計画（平成29年度～令和3年度）」に続く、第2期計画となります。計画の詳細については、町ホームページまたは政策推進課でご覧いただけます。

安平町における公共交通の最大の課題は、鉄道とハイヤーにあると認識しています。道や近隣市町との連携や観光者といった広域の観点も踏まえたさらなる利用促進等を図ることはもとより、ハイヤーとデマンドバス、あるいは循環バスをも一体的に捉え直し、従来の機能分担型の交通体系にとどまらない「人の生活を中心に置いた最適化」という視点から、移動ニーズにあった柔軟な交通体系への再構築等を検討するとして「守りと攻めの両輪」により、将来の魅力ある地域社会を見据えた便利で利用される持続可能な公共交通の実現を目指していきます。

これら計画の推進に当たっては、行政や交通事業者のみならず、町民の皆さんのご理解とご協力が不可欠となります。高齢化が進むにつれて公共交通を求める声が大きくなる一方で、地域内の人口が減少することで公共交通を必要とする量は減少することが想定されることから、内外の資源を総動員し、役割分担の下で運営側の責任（より良いサービス提供等）と使う側の責任（乗客になること等）を果たしていくことが重要になります。今後とも町に関わる皆さんの積極的な参画をお願いします。

計画の体系

基本理念 歴史ある鉄道の維持を基本として、既存輸送資源を存分に活用して、将来の魅力ある地域社会を見据えた便利で利用される公共交通を目指す

基本方針 移動目的に合わせたICT技術等の多様な連携による利便性が高く、持続可能な公共交通の実現



取り組みの例（⇒）は、実施段階でさらなる検討を行いますので確約するものではありません。

安平町地域公共交通計画(計画期間:R4~R8)に基づき施策・事業を推進

基本理念◇歴史ある鉄道の維持を基本として、既存輸送資源を存分に活用して、将来の魅力ある地域社会を見据えた便利で利用される公共交通を目指す
基本方針◇移動目的に合わせたICT技術等の多様な連携による利便性が高く、持続可能な公共交通の実現
基本目標◇1 幹線の利用促進と維持改善 2 きめ細かい支線の機能強化 3 自由度の高い町内交通の振興 4 横断的な利用促進策の強化による活性化

最大の課題は「鉄道」と「ハイヤー」 輸送資源を総動員して解決を目指す

▶早来地区ハイヤー空白等対策 **新規**

[第二種運転免許取得費助成]
バス・ハイヤー会社運転手育成支援(町民全額・町外者2/3)
[地域おこし協力隊制度の活用]
早来地区ハイヤー空白解消等に向け2名を募集予定
[循環バスとデマンドバスで空白状態を緩和]
停留所や自由乗降区間を拡充、経路・時刻表の改正

▶「循環バス」の運行(H31.4~) **継続**



[循環バス導入の再編効果等]
・重複2路線を廃止し、4地区を跨ぐ移動ニーズに対応
・週4日→平日週5日運行に。1日4便→10便に。
・他交通モードとのサービス・運賃バランス(定額200円)
・ただ1時間毎に走らせるのではなく、どんな人がどんな目的のために乗るかを具体的に想定した時刻・経路
・JR追分駅及び早来駅で、鉄道や幹線バスとの接続
・自由乗降区間の設定による利便性向上
・右記ソフト事業と連携した総合力・相乗効果を期待

▶JR石勝線減便代替輸送 町負担で**継続**

▶デマンドバスのスマホ予約アプリ **継続**

「MONETバス予約」の利用推進 **継続**

▶ハイヤー運賃半額補助 **新規(内容継続)**

コロナ対策から公共交通確保等に目的変更し継続

▶公共交通全体の利用促進策の展開 (総合時刻表の配布、共通回数乗車券の発行等)



継続 [時刻表・路線図・利用ガイド]
・賢く上手な交通の組合せを啓発(組合せのモデルケースも掲載)
・町内公共交通を全て網羅
・公共施設や食・宿・生鮮店舗のマップも掲載
・各交通モードの車両や乗り方・運賃等を写真や図を用いて案内
・乗り継ぎメモとして使える「私の時刻表(名刺サイズ)」も掲載

時刻表掲載ページ→



[共通回数乗車券の発行] **継続**

・10枚価格で11枚購入でき、町内の全ての公共交通で使用可能
50円券は、子ども運賃の支払いに便利!
200円券は、循環バスの運賃の支払いに便利!
300円券は、デマンドバスの運賃の支払いに便利!
3種類の券を1枚ずつ使用すれば、ハイヤー初乗り運賃550円になるので便利!

⇒人口減少にありながらも、単一交通モード利用者を他モードにも利用流動化させ、奪い合いではない全体の活性化に期待

⇒「ポイントあびら」との連携開始
共通回数乗車券購入額の10%をポイントあびらで付与



▶ノーマイカー運動 (町全体の取組み・町役場での取組み)

①JR室蘭線で行こう! うまかまつり **継続**

・安平町最大の祭り「うまかまつり」に、鉄道に乗って参加する方に対してまつり出店商品券を配布
⇒沿線住民挙げて鉄道利用促進、まつり増客に期待

②免許返納者に対する公共交通の利用支援 **継続**
(運転免許自主返納者支援事業R1~)

・年間33,000円の共通回数乗車券を交付
⇒「免許返納×公共交通利用促進」の取組み
H28/4人⇒R1/37人、R4/29人

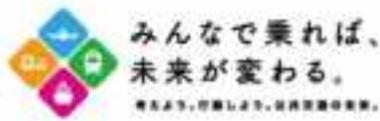
③ノーマイカーデーの実施(町役場での取組み) **継続**

・月1回以上、通勤に公共交通を利用する運動
・札幌や苫小牧、岩見沢への公務出張時は、積極的に鉄道を利用
⇒町職員が率先して鉄道を利用し、町民等にも利用を促す呼び水になることを期待

④鉄道等利用促進活動費助成金 **新規(内容拡充)**

・炭鉄港施設等への4人以上のグループ旅行に助成文化・交流活動の回復を目指す(R5補助率拡充)

その他、町民団体による駅美化や花植活動などの協働事業、あびらチャンネル等での利用啓発CM、室蘭線沿線市町等による事業実施(情報発信、調査実証等)、JRヘルシーウォーキングや道の駅等とのイベント連携など、多様な連携により利用促進策を展開中。福祉事業として共通券交付も。



JR 室蘭線で行こう!



ビールがうまか時季ですね! 今年もやります!

指定するJR室蘭線に乗って来場する方に早来駅で
「出店商品券 1,000 円分」を進呈!

指定便は「の9便!」

	苫小牧駅	遠浅駅	早来駅	安平駅	追分駅	岩見沢駅
7月1日(土)			13:46 ←	13:41 ←	13:34 ←	12:45
	13:26 →	13:43 →	13:49			
			16:08 ←	16:02 ←	15:55 ←	15:05
	15:57 →	16:14 →	16:20			
	17:13 →	17:30 →	17:36			
7月2日(日)			17:40 ←	17:34 ←	17:28 ←	16:37
	8:37 →	8:54 →	9:00			
			10:13 ←	10:06 ←	9:59 ←	9:03



2日目のタレントショーは
●上杉周大トリック&ライブ
●よよよちゃん歌まねショー

～乗ってまちづくりに活かそう 公共交通!～

沿線の皆さんで、室蘭線を利用し支える機運を盛り上げていきましょう!

<事業詳細>

目的/ 沿線住民の室蘭線利用促進・機運醸成、まつり増客による地域活性化

対象/ 令和5年7月1日(土)及び7月2日(日)の室蘭線指定便(上表)のいずれかに乗って早来駅で降車し、うまかまつりへ向かう方(幼児も可。乳児は除きます)

※先着250名(町内・町外の方問わず)

進呈/ まつり出店商品券(千円分)

商品券使用場所/ まつり会場の出店各店に限る

その他/ 出店商品券はお釣りができません。一部出店で商品券が使用できない場合があります。

券の進呈場所
早来駅
から会場までは
徒歩で約1km



カサヒメロン
早食い競争 (1日①)
うまか杯ポニー
サイクルGP (2日②)

まつり会場

<会場までのルート>



旅行対象期間
令和5年4月1日～
令和6年3月31日

助成金でおトクに グループ旅行ができる!



地域の大切な公共交通である鉄道等の公共交通利用を促進するとともに、地域の経済や文化活動の活性化を図るため、町民の自主企画による鉄道等利用促進活動に要する費用に対して、町の予算の範囲内で助成金を交付します。

R5実施継続!

助成金の交付対象者 (安平町鉄道等利用促進活動費助成金)

助成金の交付対象者は、安平町内に所在する次の団体です。

- 1 地域コミュニティ団体
(自治会・町内会、社会教育団体、福祉団体など)
- 2 教育機関及び関連団体
(子ども園、児童センター、小中高等学校及び部活動など)
- 3 産業関連団体
(農協青年部、商工会女性部、事業所等の親睦会など)
- 4 公益性を有する非営利法人
(ただし、収益を目的とした事業を除く。)
- 5 その他町長が特に認める団体

助成金の対象となる事業

助成金の交付の対象となる事業は、交付対象者が実施する室蘭線沼ノ端～岩見沢間の一部又は全部の利用を含む行事で4名以上の室蘭線片道以上の利用がある事業です。 ※以下「室蘭線」といいます。



助成対象事業	助成対象経費及び交付額	交付上限
(1) D51 320号機 (道の駅あびら D51ステーション併設鉄道資料館) をはじめとした炭鉄港関連施設又は民族共生象徴空間ウポポイへの旅行を含む室蘭線活用行事 助成内容を 拡充しました	①北海道旅客鉄道株式会社管内の鉄道運賃及び料金 10/10以内 ②あつまバス株式会社、有限会社追分ハイヤー、安平町循環バス、安平町デマンドバスの運賃及び料金 10/10以内 ③上記①②を除くバスやタクシー等の公共交通運賃及び料金 ①の助成額を上回らない額 ④炭鉄港関連施設、民族共生象徴空間ウポポイの入場料及び体験等料金 10/10以内 ⑤安平町内における公共施設及び温浴施設等の料金 10/10以内 ⑥飲食に係る経費 (安平町内での販売商品に限る。) ①の助成額を上回らない額 祝 日本遺産認定! 「炭鉄港」 	左記①～⑥の助成額合計が1名につき1万円かつ1団体20万円
(2)上記(1)を除く室蘭線活用行事	本表(1)の①～⑥に同じ 「室蘭線の旅モデルプラン」は、 こちらのQRコードから!  	左記①～⑥の助成額合計が1名につき5千円かつ1団体10万円

助成金手続きの流れ

申請受付期限：令和6年3月15日まで

- 1 まずは担当課へ相談
- 2 申請
- 3 交付決定
- 4 実績報告

お問合せ先 (担当課)

安平町役場 政策推進課 政策推進グループ ☎ 0145-22-2751

遊・民宿「旅の轍」 宿主 鈴木さん監修 /

室蘭線の旅 Model Plan

室蘭線沿線には、「炭鉄港」の日本遺産認定や民族共生象徴空間「ウポポイ」の開業など魅力的なスポットが盛りだくさん! 宿泊の追加など、いろいろなアレンジが可能な“Basic3プラン”をご紹介します。



Profile

鈴木智也 1974年生まれ 奈良県出身 遊・民宿「旅の轍」宿主

幼少の頃から親の影響で鉄道が好きだったこともあり、中学校1年生の時に当時流行っていたJR全線完乗のキャンペーン「いい旅チャレンジ 20,000km」の踏破のため当時住んでいた関西から関東への一人旅がきっかけで旅にハマる。20代の頃、初めて北海道に旅に来てユースホステルを泊まり歩き、「乗る」だけでなく、そこで知り合った仲間との交流・その土地の魅力へと旅のキーワードが変わる。2005年に安平町鉄道資料館を旅の道中訪れ、そこで会った方々にこの土地の魅力を感じ、安平への移住を決意。自身が若い頃から旅を楽しんだので、今度は次の世代の旅人にも良い思い出を作ってもらおうと、2015年秋に旅人宿を追分青葉1丁目に開業。宿名の「旅の轍」は、車輪の跡という意から、宿の周辺の鉄道と石炭の歴史も見て欲しい・あなたの足跡をこの地に付けて欲しいという願いから。

「炭鉄港」半日プラン

【魅力スポット】

- ✓ 国登録有形文化財の小林酒造建造物群を見ながら美味しい日本酒も堪能できる
- ✓ 由仁で約60年愛されている東京ホルモンで舌鼓
- ✓ 大人も子どもも楽しめる、家族でもグループでも!

炭鉄港ってなんだろう

室蘭の鉄鋼、小樽の港湾、それらをつなぐ鉄道を舞台に繰り広げられた産業革命の物語



【行程(例)】

- 苫小牧駅 13:26 (運賃 1,290円)
- 遠浅駅 13:43 (運賃 860円)
- 早来駅 13:49 (運賃 750円)
- 安平駅 13:56 (運賃 640円)
- 追分駅 14:05 (運賃 540円)
- 栗山駅 14:27 着

徒歩約10分

小林酒造

試飲コーナーあり。酒蔵内部以外は見学自由

徒歩約10分

- 栗山駅 15:28 発
- 由仁駅 15:34 着 (運賃 250円)

徒歩約3分

東京ホルモン

営業時間等は電話で要確認 (店舗 0123-83-2652)

徒歩約3分

- 由仁駅 17:07 発
- 追分駅 17:28 (運賃 440円)
- 安平駅 17:34 (運賃 540円)
- 早来駅 17:40 (運賃 640円)
- 遠浅駅 17:47 (運賃 750円)
- 苫小牧駅 18:05 (運賃 1,290円)

ウポポイ体感プラン

【魅力スポット】

- ✓ アイヌ文化を体感! 注目の施設が開業
- ✓ 周辺では白老バーガーなど地元グルメが味わえる
- ✓ 時間があれば豊浦の秘境駅「小幌」見学や室蘭やきとりも

【行程(例)】

- 追分駅 8:23 (運賃 1,610円)
- 安平駅 8:29 (運賃 1,610円)
- 早来駅 8:35 (運賃 1,290円)
- 遠浅駅 8:41 (運賃 1,180円)
- 苫小牧駅 8:57 着

(苫小牧駅で乗換え)

- 苫小牧駅 9:32 発 [特急北斗 6号]
- 白老駅 9:45 着 (運賃 860円)

徒歩約10分

民族共生象徴空間ウポポイ

大人 1,200円、高校 600円
中学生以下無料

国立アイヌ民族博物館の入場は事前予約を推奨されています

徒歩約5~15分

白老バーガー (町内各店舗)

白老駅から徒歩10分圏内にはカフェやレストランあり。各店舗のオリジナルのバーガーが味わえる。

- | | |
|------------|-------------|
| [帰町 ver] | [秘境駅 ver] |
| 白老駅 12:53 | 白老駅 12:57 |
| 苫小牧駅 13:17 | 東室蘭 13:49 |
| (乗換) 13:26 | (乗換) 13:56 |
| 遠浅駅 13:43 | 小幌駅 15:05 |
| | (折返乗換) |
| 追分駅 14:03 | 小幌駅 15:50 |

東室蘭、苫小牧で乗換えし帰町

追分満喫プラン

【魅力スポット】

- ✓ 全国でも屈指の美観を誇る炭鉄港構成文化財の蒸気機関車 D51 320号機
- ✓ 鹿公園バーベキューコーナーでみんなでワイワイ
- ✓ 帰りはぬくもりの湯でホッとひと休み

【行程(例)】

- 苫小牧駅 8:37 (運賃 860円)
- 遠浅駅 8:54 (運賃 440円)
- 早来駅 9:00 (運賃 340円)
- 安平駅 9:06 (運賃 290円)
- 追分駅 9:13 着

徒歩約10分

道の駅あびら D51 ステーション・鉄道資料館

農産物直売所はバーベキューの野菜も購入できる♪

徒歩約20分

鹿公園

1902年(明治35年)に指定を受けた日本最古の保健保安林に囲まれて楽しくバーベキュー(有料/要予約/管理棟 0145-25-4488)

徒歩約10分

ぬくもりの湯

大きなお風呂でゆ〜ったり(大人 500円、小学生 250円、未就学児無料)

徒歩約2分

- 追分駅 15:55 発
- 安平駅 16:02 (運賃 290円)
- 早来駅 16:08 (運賃 340円)
- 遠浅駅 16:14 (運賃 440円)
- 苫小牧駅 16:32 (運賃 860円)

掲載情報は令和5年4月1日現在。最新の運行ダイヤ・営業状況をご確認の上でご活用ください。

新球場に、ファイターズを応援に行こう! /

室蘭線の旅 Model Plan

室蘭線の旅モデルプラン第3弾は「鉄道に乗ってファイターズを応援に行こう」をテーマに、2023年3月開業の新球場エスコンフィールド北海道と、その周辺エリアを含めた北海道ボールパークFビレッジを楽しむ日帰り旅行プランをご紹介します!

北広島駅における
ナイトゲーム開催日の
臨時列車について

- * ナイトゲーム開催日には、北広島駅発の札幌行き臨時快速列車が運行されるほか、「快速エアポート」よりも停車駅が少ない速達タイプの「特別快速エアポート」が2本臨時停車します。
- * 臨時列車は変更される場合がありますのでJR北海道ホームページ等より最新の情報をご確認ください。
- * 以下のモデルプランは、室蘭線を利用し、臨時列車及び特別快速エアポートを利用しないプランをご紹介します。これらの利用のほか、岩見沢経由の列車や空港発シャトルバス等の選択が可能です。

☀ デーゲーム観戦プラン

【おすすめポイント】

- ☑ 2023年3月開業の新球場エスコンフィールド北海道での野球観戦と北海道ボールパークFビレッジを1日で丸ごと満喫できるプラン!
- ☑ エスコンフィールドの温泉・サウナには憧れるけれど、お風呂は一日のシメに!と決めているあなたには「地元入浴コース」も。

【行程】

遠浅駅	8:54 発 (北広島まで 1,610 円)	乗換時間が気になる方は 追分駅に集合! 10:14 発 普通 10:49 発 特急 がご利用可能です (南千歳駅で乗換あり)
早来駅	9:00 発 (北広島まで 1,610 円)	
安平駅	9:06 発 (北広島まで 1,450 円)	
追分駅	9:13 着 乗換 札幌行・特急	
	10:02 発 (北広島まで 1,180 円)	
南千歳駅	10:14 着 乗換あり	
	10:22 発 札幌行・快速	
北広島駅	10:39 着	
徒歩約 20 分		
エスコンフィールド北海道		
Fビレッジを楽しむ♪ 試合観戦♪		
徒歩約 20 分		
北広島駅	16:42 発 苫小牧行・普通	延長戦まで観たら🍷 観戦後地元入浴コース
沼ノ端駅	17:16 着 乗換あり	
	17:22 発 岩見沢行・普通	
遠浅駅	17:30 着 (北広島から 1,130 円)	
早来駅	17:36 着 (北広島から 1,290 円)	
安平駅	17:43 着 (北広島から 1,490 円)	
追分駅	17:51 着 (北広島から 1,490 円)	
	18:16 発	
	18:24 着	
	18:49 発	
	19:25 着	
	ぬくもりの湯	
	20:29 発	
	20:35 着	
	20:41 着	
	20:47 着	

🌙 ナイトゲーム観戦プラン

【おすすめポイント】

- ☑ ビール片手に野球観戦だけを楽しみたいあなたにぴったりな試合開始時間に合わせたプラン
- ☑ 13時台の列車に変更すればゆっくり1日を楽しめるプランに!

【行程】

追分駅	15:55 発 (北広島まで 2,120 円)
安平駅	16:02 発 (北広島まで 2,120 円)
早来駅	16:08 発 (北広島まで 1,920 円)
遠浅駅	16:14 発 (北広島まで 1,760 円)
苫小牧駅	16:32 着 乗換あり
	16:36 発 札幌行・特急
南千歳駅	16:53 着 乗換あり
	16:57 発 小樽行・快速
北広島駅	17:14 着
徒歩約 20 分	
エスコンフィールド北海道	
Fビレッジを楽しむ♪ 試合観戦♪	
徒歩約 20 分	
北広島駅	21:18 発 空港行・快速
南千歳駅	21:34 着
	21:40 発 帯広行・特急
追分駅	21:52 着 乗換あり
	22:24 発 苫小牧行・普通
安平駅	22:30 発 (北広島から 1,450 円)
早来駅	22:36 着 (北広島から 1,610 円)
遠浅駅	22:42 着 (北広島から 1,610 円)

室蘭線を利用する町内団体の旅行を対象に助成金事業実施中!



掲載情報は令和5年4月1日現在。最新のダイヤ・営業状況をご確認の上でご活用ください。



安平町の公共交通 春のダイヤ改正等のお知らせ



この春は、定例のダイヤ改正のほか、町民の皆さんのご意見やご利用状況等を踏まえた循環バスやデマンドバスの運行内容の変更を行います。

詳しくは、**安平町ホームページ**または**今号と一緒に配布している「安平町の公共交通（時刻表・路線図・乗り方ガイド）」**をご覧ください。

【お問い合わせ・公共交通の役場相談窓口：政策推進課政策推進グループ ☎22-2751】

◆ 令和5年春の主な改正等事項

交通機関	概要	改正時期
鉄道	① J R 室蘭線・石勝線の 運行時刻を改正 ② J R 室蘭線 苫小牧7:31発-追分8:09着の列車を 毎日運行に変更 (休日運休をとりやめ)	3月18日
地域間幹線バス	① あつまバス 苫小牧線及び千歳線の 運行時刻を改正	4月1日
循環バス	① 停留所の変更 （「大町（渡邊医院前）」「早来ゆきだるま郵便局前」の増、「遠浅小学校前」の減） 及び経路変更 ② フリー乗降区間の変更 （遠浅駅前の区間延長、町民センター前の新設） ③ これらに伴う 運行時刻を改正	4月1日
スマホ予約可能! デマンドバス	① 早来・遠浅市街地エリアの便ごとの運行方向（自宅からバス停またはバス停から自宅）があったものを「 方向制限なし 」に変更 ② これに伴う早来・遠浅市街地エリアの 各始発時刻を改正 ③ 早来・遠浅市街地 バス停の変更 （増加） ④ 初めてご利用する方の「利用者登録」をメールや郵送でも対応 (※転居等がない限り「利用者登録」は1回だけで済みます)	4月1日
ハイヤー	早来地区における(有)追分ハイヤーの営業は、運転手不足のため休止中です。 そうした早来地区のハイヤー空白状態による不便な状況を緩和するため、この春に循環バス・デマンドバスの変更・改正を行います。なお、これまで各公共交通機関の連携と共存を図るために守ってきた措置を変更しておりますが、 これは早来地区でのハイヤー営業再開を諦めるものではありません。 令和5年度中にはさらなる改善を図るため、次の取組を実施します。 新規① ハイヤー運転手等に必要な 第二種運転免許の取得費を助成 する事業 新規② 地域おこし協力隊制度 を活用した運転手等を確保する事業 継続 町民対象の ハイヤー運賃半額助成 事業（町内移動・近隣医療機関）	

Pick up!

(早来・遠浅市街地エリア)
デマンドバスの改正点を解説!

改正点① 「方向制限なし」に!

改正点② 始発時刻が変わります

10便から9便に減りますが、方向制限がなくなるので自宅と街中バス停との行き来が1時間に1回できるように!

改正点③ 停留所が5つ増えます!

生活関連施設へのアクセスが便利に!

対象	早来市街地行 遠浅市街地行	安平・緑丘・瑞穂・守田・東早来・大町・北進・栄町・北町・新栄・富岡・遠浅・源武にお住まいの方	遠浅・源武・富岡・新栄にお住まいの方
自宅⇄バス停、バス停⇄自宅、どちらの方向も可			
第1便	8:00発	第6便	14:00発
第2便	9:00発	第7便	15:00発
第3便	10:00発	第8便	16:00発
第4便	11:00発	第9便	17:00発
第5便	12:00発		
【早来街中バス停】(ハイヤー空白状態のため、拡充対応中)			
①はやくた子ども園 ②町民センター ③せいこドーム			
④早来雪だるま郵便局 ⑤ニコット ⑥きしだ			
⑦サツドラ ⑧渡邊医院 ⑨JR 早来駅 ⑩岸田薬品			
⑪前田商店 ⑫まち・あいステーションシア ⑬役場総合庁舎			
⑭鶴の湯温泉			
【遠浅街中バス停】①JR 遠浅駅 ②遠浅公民館			

バス・ハイヤー



二種免許の取得費を助成します

R5新規事業

まちでの生活に必要な公共交通を支える人材の育成確保を図り、もってバス及びハイヤーの維持確保及び持続可能な公共交通を実現するため、第二種運転免許の取得に係る費用に対して、町の予算の範囲内で助成金を交付します。

助成金の交付対象者 (安平町第二種運転免許取得費助成金)

助成金の交付対象者は、交付申請時において次に掲げる要件を全て満たしている必要があります。

- 1 第二種運転免許の受験資格を有する方 (受験資格特例教習を受講又は修了する予定の者を含む)
- 2 65歳以下の方
- 3 市町村税の滞納がない方
- 4 町内を運行するバス及びハイヤー事業者の従業員として内定又は決定し、町長及び事業者との三者協定を締結した個人

助成金の対象となる経費

助成金の交付の対象となる経費及び額は、次表のとおりとなります。
国等から同様の目的による補助金等を受ける場合は、これを対象経費から除くものとします。

助成対象経費	交付額
(1) 第二種運転免許の取得までに必要な教習所料金及び運転免許試験場に係る費用 (検定等不合格による補習料金及び再検定費用、資格取得に係る旅費は除く)	町民 10分の10以内 町民以外 3分の2以内
(2) 第二種運転免許の取得に係る諸費用 ((1)の交付の対象となる場合に限る) 詳しくはこちらから 「安平町第二種運転免許取得費助成金実施要綱」→ 	通学形式の場合 1日当たり1,000円、 通算20,000円を限度 合宿形式の場合 1日当たり2,000円、 通算20,000円を限度
(3) その他町長が特に必要と認めた費用	実費額を限度

助成金手続きの流れ

申請期限：第二種運転免許の取得予定日の属する年度の2月15日まで

- 1 町又は事業者へ相談
- 2 事業者との面接
- 3 採用内定、三者協定締結
- 4 助成金申請・第二種運転免許取得通学
- 5 就業・運転業務開始、助成金実績報告

12か月以内に離職等があった場合には助成金の返還規定がありますので、詳しくは実施要綱をご覧ください。

半額でハイヤーに 乗車できます



安平町民に対するハイヤー運賃半額助成の事業を令和5年4月以降も実施します

補助の対象

(安平町地域公共交通維持確保ハイヤー運賃等助成金)

安平町民に対して、ハイヤー運賃の2分の1を助成します。

有限会社追分ハイヤーが運行する「追分エリア」「早来エリア*」のどちらのハイヤーに乗車しても助成の対象です。

*ただし、運転手が欠員しており(鋭意募集中)、早来エリアでの近距離乗車に対応できていない状況にあります。

1 安平町内移動のハイヤー運賃

追分ハイヤー

早来エリア 追分エリア



どちらも補助対象

助成回数に制限はありません

2 対象地域に所在する 医療機関までのハイヤー運賃

追分ハイヤー

早来エリア 追分エリア



どちらも補助対象

他社ハイヤー

町外



補助対象外

町民1名につき、**月1回(往路片道)限り**
帰りの町外ハイヤーは対象外

対象地域

苫小牧市/千歳市/恵庭市/厚真町/むかわ町/由仁町/栗山町

ご利用方法

1

運転手に
助成利用希望を
お伝えください



運賃の半額助成を
利用します!

2

住所や氏名が
確認できる
証明書を提示



3

運賃伝票に
氏名を自署



4

運賃の半額を
お支払い



※ハイヤーの台数が限られているため、混み合うときは乗車までお待ちいただく場合があります。
※町外へのご利用は、前日までに電話予約をお願いします。

町の「共通回数乗車券」
でのお支払いもOK!

【ハイヤー乗車のお申し込み】 有限会社追分ハイヤー (日曜休業)

追分エリア 電話 25-2150 (営業時間 月～木曜 7:30～21:00、金・土曜 7:30～23:00)

早来エリア 電話 29-7045 (営業時間 月～金曜 9:00～18:00)

↳ 2023年4月現在、運転手が欠員しており早来地区での近距離乗車に対応できていない状況

【制度に関するお問い合わせ】 安平町役場 政策推進課 政策推進グループ 電話 22-2751

JR室蘭線活性化連絡協議会

令和4年度 事業報告

1 線区の維持・存続に向けた協議・調整等

(1) 協議会、担当者会議等の開催

① 協議会

- ・JR室蘭線活性化連絡協議会(7/25 書面開催)
(令和3年度事業・決算報告、令和4年度事業計画予算案等について)

② 担当者会議

- ・JR室蘭線活性化連絡協議会第1回作業部会(7/13 岩見沢市)
(JR室蘭線活性化連絡協議会協議内容(案)、利用促進の取組について)
- ・JR室蘭線活性化連絡協議会第2回作業部会(8/30 WEB開催)
(室蘭線130周年「道外禁止」鉄道プロジェクトにおける当協議会の取組内容について)
- ・JR室蘭線活性化連絡協議会第3回作業部会(3/24 岩見沢市)
(地域公共交通の再構築に向けた国の調査・実証事業について)

③ アクションプラン実行委員会

- ・室蘭線アクションプラン実行委員会幹事会
(6/9 安平町、8/5 書面開催、10/28 岩見沢市、11/30 栗山町、2/2 WEB開催)
- ・室蘭線アクションプラン実行委員会(8/29 書面決議)
(アクションプラン第2期計画1年目報告書(案)について)

(2) 室蘭線アクションプラン(第2期)の検証

- ① 令和3年度アクションプラン検証報告会(10/18 JR北海道本社)

2 鉄道をはじめとした公共交通への関心を高める取組み

(1) 各市町の広報誌やSNS、イベントなどを通じた線区への関心の喚起

- ① Facebook アカウント「室蘭線で出かけよう!」による情報発信(R1/6/25 開設)
- ② Instagram アカウント「muroransen」による情報発信(R2/10/14 開設)
- ③ 「室蘭線で出かけよう! インスタお出かけコンテスト♪2022」の開催

【募集期間】 令和4年8月11日~10月31日

【応募件数】 42作品(応募者数15件)

【周知方法】・Instagramでの周知のほか、ポスターを作成し、各所に掲示することで、コンテストの周知に併せ、室蘭線のPRを行った。

・入賞作品を掲載したポスターを作成し、札幌駅など各駅に掲示を行い室蘭線のPRを行った。

【その他】・入賞作品 5 作品に対し、沿線自治体の特産品や宿泊・施設利用券等を贈呈。



【開催チラシ】



【開催中周知】



【入賞作品ポスター】

(2) 観光列車「HOKKAIDO LOVE! ひとめぐり号」歓迎の取組み

・ツアー名称:HOKKAIDO LOVE! ひとめぐり号(第2回)

・運行年月日:10月9日(日)(2日目) 富良野駅~登別駅

【取組内容】

岩見沢、追分、苫小牧各駅にて、横断幕や小旗、ご当地キャラクターによる手振り歓迎のほか、特産品の車内販売等を通じ沿線のPR活動を実施。

(3) 室蘭線開業130周年「道外禁止!」鉄道プロジェクトへの取組に対する協力

・ツアー名称:キハ40国鉄色編成「室蘭本線130周年記念号」の旅

・運行年月日:9月24日(土)

【取組内容】

①横断幕、団扇を制作し、お出迎え・お見送り(岩見沢、栗山、追分、苫小牧各駅)

②沿線市町の地酒販売(追分駅において、あびら観光協会が販売)

③ユンニの湯敷地内の撮影スポットと入浴のコラボイベントの実施



【室蘭本線130年チラシ】



【横断幕デザイン】



【地酒販売チラシ】

(4) 企業・団体・学校等への鉄道利用の啓発

- ① 各市町広報紙・SNS を通じた鉄道利用促進記事の掲載

(5) JR北海道の公表資料等の住民周知への協力

- ① JR 北海道作成の室蘭線リーフレット等の配布等

3 利便性及びサービスの向上に向けた取組み

(1) 他の公共交通機関等との連携の円滑化

- ① 沿線紹介パンフレット裏面への駅別時刻表の掲載

(2) サービス向上に向けたJR北海道取組みへの協力

4 新たな利用者の獲得

(1) 観光等、沿線以外からの利用者獲得に向けたPR

- ① 沿線紹介パンフレットの配架
- ② 「室蘭線で出かけよう! インスタお出かけコンテスト♪」投稿作品を活用した利用促進ポスターの作成

(2) 沿線イベント等との連携強化と、新たな取組みの検討

- ① 各市町広報誌等での PR

5 線区の新たな役割についての検討

(1) 広域移動の際の積極利用のPR

(2) 貨物輸送における重要性の検証と周知

6 経費節減への協力

(1) 経費の削減・圧縮に向けたJR北海道との協議・検討

JR室蘭線活性化連絡協議会

令和5年度 事業計画(案)

1 線区の維持・存続に向けた協議・連携・調整等

- (1) 協議会、担当者会議等の開催
- (2) JR室蘭線第2期事業計画(アクションプラン)への協力
※沿線住民を対象とした公共交通の利用実態・意向調査、バス事業者との連携等を通じた鉄道利用促進を目的とした調査・実証事業を実施する。
- (3) 北海道鉄道活性化協議会事業への参画・協力

2 鉄道をはじめとした公共交通への関心を高める取組み

- (1) 各市町の広報誌やSNS、イベントなどを通じた線区への関心の喚起
- (2) 企業・団体・学校等への鉄道利用の啓発
- (3) JR北海道の公表資料等の住民周知への協力
- (4) ウイズコロナ・アフターコロナにおける利用促進策の検討

3 利便性及びサービスの向上に向けた取組み

- (1) 他の公共交通機関等との接続・連携の円滑化の検討
- (2) JR北海道のサービス向上の取組みへの協力

4 新たな利用者の獲得

- (1) 観光等、沿線以外からの利用者獲得に向けたPR
- (2) 沿線イベント等と連動したPR等の強化と、新たな取組みの検討
- (3) 沿線の新たな魅力の発掘と発信
- (4) 広域移動の際の積極利用のPR
- (5) 観光列車の活用検討

5 経費節減への協力

- (1) 経費の削減・圧縮に向けたJR北海道との協議・検討

室蘭線 調査・実証事業案

目的

通学・通院等の沿線住民の日常生活でご利用いただいている室蘭線において、並行するバス路線も含めた地域の公共交通全体の維持・利便性向上を図るために必要な調査・実証事業を実施する。

事業概要

調査事業

○公共交通の利用実態・意向調査

- ・沿線住民の公共交通の利用実態・意向の調査
- ・鉄道・バス共通時刻表の制作・配布をあわせて実施

○室蘭線・日高線連携観光による鉄道利用促進

- ・カードリーダーにより観光への付加価値を高め、バス連携による回遊性向上と札幌圏からの誘客により鉄道利用促進の可能性を探る

実証事業

○モータルミックスによる鉄道利用促進

- ・JR定期券利用者を対象に沿線のバスに無料で乗車可能とし、公共交通全体で沿線住民のフリークエーション向上による利用拡大の可能性を探る。



事業に要する費用

調査事業：2,380千円
実証事業：2,820千円
合計：5,200千円

実施主体

JR室蘭線活性化
連絡協議会

財源

国(1/2)
(上限あり)

残る1/2の
負担割合は
JR・北海道・
沿線自治体
で別途協議

R 4年度

R 5年度

R 6年度

調査事業

調査結果分析・
実証事業案検討

実証事業

実証事業の結果検証

総括的検証・
抜本的改善方針の方向性作成

・抜本的改善方針
の実行
・維持する仕組み
の構築にむけた
協議等

令和5年6月30日

(名称) 安平町地域公共交通協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

安平町は、北海道の南西部、胆振管内の東部に位置し、面積は237.1km²、人口約7,300人の軽種馬や酪農などの農業を基幹産業とした過疎地域であり、平成30年9月6日に発生した北海道胆振東部地震で大きな被害を受けたことにより人口減少幅が大きくなった地域である。その地震の被害はハイヤー事業者や医院、商店の廃業という形でも表れ、新型コロナウイルス感染症の流行がこれに追い打ちをかけるように地域に重い影響を与えた。

こうした背景を直視し、地域住民にとってより使いやすく持続可能な公共交通を目指して令和4年6月に安平町地域公共交通計画を策定した。この計画を指針に、鉄道、バス、ハイヤー等の移動手段の更なる有効機能、まちづくり計画との連携等による継続的で発展的な地域住民の足を確保し、住みよい環境づくりに取り組んでいるところである。

そのような中、当該地域公共交通確保維持事業により確保を図る「循環バス」は、ニーズとの乖離等の問題点を改善した抜本的な取組として令和元年度から運行を開始し、幹線交通と接続する支線の役割を担っている。新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時低迷した利用者は、令和4年度に入り回復。伸びの兆しも見えており、住民生活を支え、地域内を回遊交流するための重要な路線として存在感が増している。

以上により、自家用有償旅客運送による「循環バス」を確保維持することが地域にとって必要であることから当該事業計画を策定するものである。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

- 「循環バスの利用者数」を「5,200人/会計年度」以上とする。
⇒ 令和6補助年度期間（R5.10～R6.9）においても同数を目標とする。
（参考：地域公共交通計画の目標値：循環バス+デマンドバス=8,200人）
- 「循環バスの経常収支率」を「4.7%/会計年度」以上とする。
⇒ 令和6補助年度期間（R5.10～R6.9）においても同数を目標とする。
（参考：経常費用21,791千円/大人5,000人*200円+子供200人*100円=4.7%
地域公共交通計画の目標値：循環バスとデマンドバス合計で5.0%）
- 「循環バスに対する町負担割合」を「81.2%/会計年度」以下とする。
⇒ 令和6補助年度期間（R5.10～R6.9）においても同数を目標とする。
（参考：国調人口7,340人×単価120円+加算220万円=フィーダー-勘3,080千円を想定。
地域公共交通計画の目標値：循環バスとデマンドバス合計で84%）

（以上は、安平町地域公共交通計画の数値目標P84と整合している目標値である。）

(2) 事業の効果

循環バスを維持確保することにより、高齢者等の交通弱者の日常生活に必要な移動手段が確保される。また、地域間幹線系統の苫小牧・沼ノ端線やJR室蘭線・石勝線との連携により効率的な運行体系が実現し、町内外者の利用増及び幹線・支線間の相乗効果が期待される。さらには、地域間連携が促され、外出促進・地域活性化にもつながる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・循環バスの停留所見直し、町道部分の自由乗降区間の拡充（安平町、交通事業者等）
 - ・店舗やコミュニティスペース等と連携した待合環境の向上（安平町、商店街等）
 - ・運行ダイヤの見直しなど移動ニーズに合わせた選択と集中による強弱のある運行形態への変更検討（安平町、交通事業者等）
 - ・循環バスのオープンデータ化を実施し、民間のシステムによる情報発信の促進（安平町、交通事業者等）
 - ・生活交通に主軸を置きつつも観光等における二次交通利用の促進（安平町、交通事業者等）
 - ・あびらチャンネルの活用による情報発信や啓発活動の強化（安平町）
 - ・町内の公共交通で共通して使用でき交通間の利用流動化・活性化を促す乗車券の発行継続（安平町、交通事業者等）
 - ・高齢者や障がい者等に対する福祉交通助成事業、運転免許証自主返納者支援事業継続（安平町）
 - ・住民意見交換会など対話による利用促進活動の実施（安平町、交通事業者、地域住民）
 - ・賢く上手な公共交通の組合せ利用を促す総合時刻表や乗り方ガイド等の提供継続（安平町、交通事業者等）
 - ・行動変容の促進を目指してノーカー運動の実施（安平町、地域住民等）
 - ・駅・停留所の美化活動など町民協働による「私たちの公共交通」意識の醸成（安平町、地域住民、商店街等）
- （以上、安平町地域公共交通計画 P68～P82 参照）
- ・エッセンシャルワーカーを守る新型コロナウイルス感染症対策として、マスクの着用、消毒液の設置、車内換気の励行（安平町、交通事業者）

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

表1を添付

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る循環バスについて、その運行に係る費用総額 21,791 千円のうち、安平町から運行事業者へ委託する委託料については、運行経費から国庫補助金額を差し引いた差額分を負担することとしている。

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

毎年、交通事業者等による実績データを把握し、協議会で審議する。

7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要
【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

8. 別表1の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧
【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

<p>9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】</p>
<p>※該当なし</p>
<p>10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】</p>
<p>表5を添付（議案資料としては省略）</p>
<p>11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>
<p>運行一回当たりの最大乗車想定人数のほか、運行経路の一部が狭いことや車両維持費等を総合的に勘案し、14人乗り小型車両（ワゴン車）を平成30年度に取得し運行している。</p>
<p>12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>
<p>（1）事業の目標</p>
<p>■「循環バスの利用者数」を「5,200人/会計年度」以上とする。 ⇒ 令和6補助年度期間（R5.10～R6.9）においても同数を目標とする。 （参考：地域公共交通計画の目標値：循環バス+デマンドバス=8,200人）</p>
<p>（2）事業の効果</p>
<p>専用ラッピングが施された新車を導入することによって町民に対する視認性の高さが利用促進に繋がるほか、快適な乗車空間を確保することができる。高齢者や子ども等の生活に必要な移動手段が確保され、幹線・支線のネットワークがこれまで以上に連携することで町民等の交通利便性が高まり、利用者の増加が期待できる。ひいては、外出促進や地域間交流、健康増進が図られ地域の活性化につながるとともに、地域の実情に合った持続可能な公共交通サービスが実現する。</p>
<p>13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>
<p>表6を添付（議案資料としては省略） なお、車両購入経費から国庫補助金を差し引いた差額分を町が負担する。</p>
<p>14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>
<p>該当なし</p>
<p>15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>
<p>該当なし</p>

16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

該当なし

(2) 事業の効果

該当なし

17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 **【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

- ・令和4年3月25日（令和3年度第4回安平町地域公共交通会議兼協議会/書面開催）
循環バスの時刻改正・運行経路変更、地域公共交通計画の素案説明 ほか
- ・令和4年6月9日（令和4年度第1回安平町地域公共交通会議兼協議会）
循環バス等運行実績報告、地域公共交通計画の策定承認、当該事業計画承認 ほか
- ・令和5年1月19日（令和4年度第2回安平町地域公共交通会議兼協議会）
地域公共交通確保維持改善事業に係る事業評価、循環バス時刻・停留所等改正ほか
- ・令和5年6月30日（令和5年度第1回安平町地域公共交通会議兼協議会）
地域公共交通計画の令和4年度評価等、地域公共交通計画別紙事業計画承認 ほか

19. 利用者等の意見の反映状況

一般町民より、早来地区におけるハイヤー空白対策及び生活関連施設へのアクセス向上に関する要望を受け、安平町地域公共交通計画基本目標2及び3に基づき現存する資源を総動員し利便性を最大化する観点から、循環バス及びデマンドバスの停留所等を拡充し、ハイヤー空白状態を緩和する改正内容について、令和5年1月19日地域公共交通会議兼協議会において合意し、これを踏まえた事業計画としている。

【以下、意見を反映し改善を図った主な事項】

- ①循環バスにおける停留所等の見直し（2増1減）
大町（渡邊医院前）、早来ゆきだるま郵便局前の増、遠浅小学校前の減及びこれらに付随した経路及び時刻改正。
- ②循環バスにおける自由乗降区間の変更（延長1、新設1）
遠浅駅前の区間延長、町民センター前の新設

【本計画に関する担当者・連絡先】(住 所) 安平町早来大町 95(所 属) 安平町政策推進課政策推進グループ(氏 名) 高橋 克年(電 話) 0145-22-2751(e-mail) kikaku@town.abira.lg.jp

注意：本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。